

世界 World

サービス規制緩和は輸出拡大の好機

ジェトロ海外調査部国際経済課 山崎 伊都子

製品価格には、研究開発や流通といった無形のサービスの価値が含まれる。しかしアジアを中心とした新興国では、サービス業に対する厳格な参入規制が存在している。サービス業の規制緩和が進めば、サービス業だけでなく製造業のビジネス拡大にも寄与すると期待される。いま、規制緩和に向けたルール整備が国際的に進められつつある。

モノの貿易の3分の1はサービス

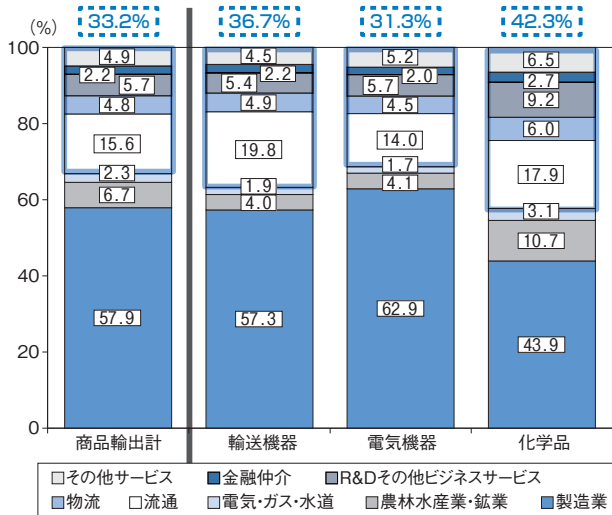
世界のサービス貿易額は4兆9,396億ドル(2014年)と、これまでの最高額を記録した。2000年以降拡大を続けるサービス取引だが、貿易総額(財とサービスの合計)に占める割合は20.4%にとどまり、物品が貿易の主流であるかに見える。だが付加価値貿易^注ベースで見た場合、世界の貿易総額に占めるサービスの割合は50.8%に上る。これほど数字に開きが出るのは、国境を越えて取引される商品の価格には、通関統計に表れる製造業の部材だけでなく、輸出国の国内で付与

されたサービスの価値が含まれているためである。

日本の場合、輸出する財・サービスを構成する付加価値のうちサービスの割合は49.8%と、ほぼ半分である。商品の輸出額のみを分母にしても、サービスの比率は33.2%に及ぶ(図1)。輸出商品に付加されるサービスの中では、卸売り・小売り・修繕などの流通サービスの比率(15.6%)が大きく、次いで研究・開発(R&D)を含むビジネスサービス(5.7%)、そして輸送・倉庫などの物流サービス(4.8%)が続く。例えば自動車が輸出されるまでには、商品設計やR&D、部品の調達輸送など、さまざまなサービスが関与する。特に流通サービスは、製造過程で部品を調達したり、完成品を需要者の元へ届けたりするインフラとして、製造業にとっては極めて重要である。流通サービスの付加価値比率は、輸送機器では19.8%、化学品では17.9%に及ぶ(図1)。

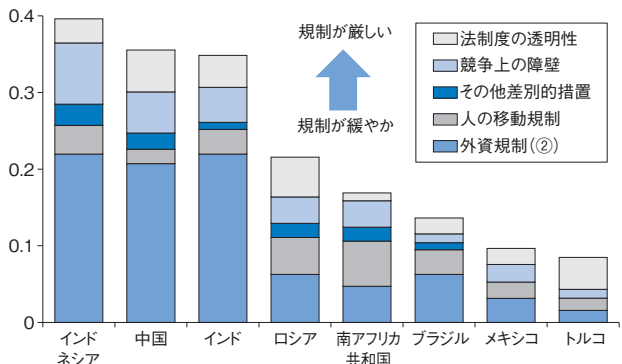
このように、製造業が生み出す商品が輸出されるまでには、多くのサービスが不可欠な要素として関わっている。商品輸出を拡大させるには、関税の削減・撤廃はもちろんのこと、サービスに対する外資規制の緩和も大きな効果をもたらすとされるゆえんである。実

図1 日本の商品輸出額を構成する付加価値の産業別シェア(2011年)



注：サービス業部分を枠線で囲んだ。点線枠内の数字はサービス業の割合
 資料：OECD-WTO「Trade in Value Added (TiVA)」を基に作成

図2 主要新興国の流通サービス規制指数



注：①ここでの流通業とは、WTO分類における問屋、卸売業、小売業、フランチャイズを指す。②外資規制には、外資出資比率の制限の他にも、M&A審査の有無、経営陣の国籍要件、土地の所有制限なども含まれる
 資料：OECD「Service Trade Restrictiveness Index」を基に作成

際、アジア太平洋経済協力会議（APEC）が商品輸出とサービス外資規制との関係性を分析したところ、規制が緩やかな国ほど商品輸出の規模が膨らむ傾向にあることが明らかになった。

流通サービスの参入規制も

ところが、実際には自国産業の保護や育成との名目で、サービス業にはさまざまな参入規制が課せられている。経済協力開発機構（OECD）が、各国の参入障壁の高さを指数化した「サービス貿易規制指数」によると、流通サービスの規制が厳しい国として、インドネシア、中国、インドなどが挙がる（図2）。規制指数は「外資規制」「人の移動規制」「その他差別的措置」「競争上の障壁」「法制度の透明性」に分類されるが、中でも「外資規制」が参入障壁の大半を占める国が多い。つまり、進出を果たしてからの各種の国内規制よりも、参入時における外資規制の方が深刻な障壁となっている国が多いということだ。

アジア各国の流通業における具体的な規制を見ると、卸売業は小売業に比べて開放されていることが分かる。中国、マレーシア、カンボジアなどでは、外資100%の出資も可能である（表）。他方、小売業では、無条件で100%出資が可能なのは中国、カンボジア、パキスタンのみ。その他の国では、取り扱う商品によって外資出資比率が制限されたり、一切の参入が禁止されたりしている。100%出資を許容しても、最低資本金や売り場面積など、さまざまな条件を課すケースもある。例えばマレーシアやインドネシアでは、外資が出資可能な店舗面積の下限が、店舗形態別に定められている。このようにアジアでは、国内の零細小売業者を

保護する目的で、特に小型の店舗への外資参入を厳しく規制することが多い。

一方で、中南米や東欧、中東アフリカなどでは、一部例外を除いて基本的に外資100%出資が広く認められる。これらの地域では国内産業保護が主たる関心事とはなっておらず、むしろ中南米やアフリカでは外資系小売業の参入が盛んである。

規制緩和に向けてルール作り

こうしたサービス規制を国際的に緩和しようとする動きが出ている。APECは、製造業の競争力強化につながるサービス、いわゆる「製造業関連サービス」の自由化に意欲を示す。何を「製造業関連サービス」と定義付け、その業種の自由化を加盟国間でいかに進めていくか、15年中に行動計画を策定する予定である。

国別の動きとしては、自由貿易協定（FTA）を通じたサービス規制の緩和が注目される。鍵となるのが、現行制度を上回る自由化や、WTOでの約束よりも高水準の自由化をFTAで規定する、いわゆる「WTOプラス」の条項。他国よりも有利な条件で相手国市場に参入できる「WTOプラス」については、日本も、これまで締結したFTAで数多く導入してきた。例えばタイでは、外国人事業法に基づくネガティブリストの下、最低資本金1億バーツ未満の卸・小売業への外資出資比率は50%未満に制限されるが、日タイFTAでは、一部の製品に限られるとはいえ、日本企業には75%までの出資が認められている。

さらに、ASEAN自身もサービス自由化に取り組んでいる。15年末の妥結を目指す「ASEANサービス枠組み協定(AFAS)」では、域内投資家に対し70%までの出資を容認する方針で交渉が進む。外国企業も自由化の成果を享受できれば、日本企業のASEAN域内でのサービス業進出、さらにはサービス充実による製造業のオペレーション向上に奏功する可能性が高い。

商品輸出に大きく影響するという点で、流通サービス分野の外資規制が緩和されるか否かは、製造業にとっても無視できない要素となっている。APECやFTAなどでのルール整備の動きを含め、各国のサービス規制の動向に留意する必要がある。



注：付加価値の観点から貿易動向を解明する分析手法。通関統計に産業連関表を連結し、どの工程で部材やサービスが投入されたか特定することで、通関統計には表れない実際の価値の動きを捉える。

表 流通サービスの外資出資比率

	卸売業の規定保有国	小売業の規定保有国
100%出資が可能	中国、マレーシア、カンボジア、インド、フィリピン [*] 、バングラデシュ（要事前協議）、スリランカ、パキスタン	中国、ベトナム（初出店時）、カンボジア、バングラデシュ（要事前協議）、パキスタン
最低資本金・最低投資額の規定がある	タイ、フィリピン [*] 、ラオス、スリランカ（支店の場合）	タイ、マレーシア、フィリピン、ラオス、ミャンマー、インド、スリランカ
一部または全業種で出資比率を制限	インドネシア	タイ（飲食物販売）、マレーシア、インド
店舗形態や売り場面積などの制限を設ける	—	マレーシア、インドネシア、ミャンマー
個別審査や調達規制など、その他の要件を課す	—	ベトナム（2店舗目以降）、インド
一部業種で参入を禁止	ベトナム（たばこ、出版、医薬品など） 店、薬局、雑貨店など）、インドネシア（玩具、化粧品、履物、電化製品、食品など）、ミャンマー（輸送機器）	マレーシア（一定面積以下の食品）
規定が不明確	ミャンマー（過去に外資参入事例なし）	—

*：国内市場向けに事業を行う企業で、払込資本金20万ドル未満のものは外資出資比率が40%以下に制限されるが、それに該当しないものは100%出資が可能
資料：ジェトロ海外事務所の報告、通商弘報などを基に作成